

別表第六 小形単相変圧器及び放電灯用安定器

1 共通の事項

(1) 材料

イ 器体の材料は、通常の使用状態における温度に耐えること。

なお、「温度に耐える」とは、外郭又は電気絶縁物を支持するものの材料が熱可塑性のものの場合にあっては、別表第三2(1)口(二)a又はbに適合することをいう。この場合において、試験品から試験片を探ることが困難なものにあっては、同じ材質の試験片について試験を行うことができる。

ロ 電気絶縁物及び熱絶縁物は、これに接触又は近接した部分の温度に十分耐え、かつ、吸湿性の少ないものであること。この場合、旧解釈別表第四1(1)ロの(イ)から(ト)に適合すること。ただし、吸湿性の熱絶縁物であって、通常の使用状態において危険が生ずるおそれのないものにあっては、この限りでない。

ハ 機器の部品及び構造材料は、ニトロセルローズ系セルロイドその他これに類する可燃性物質でないこと。

ニ アークが達するおそれのある部分に使用する電気絶縁物は、アークにより有害な変形、有害な絶縁低下等の変質が生じないものであること。

ホ 鉄および鋼（ステンレス鋼を除く。）は、めっき、塗装、油焼きその他の適当なさび止めを施してあること。ただし、酸化することにより危険が生ずるおそれのない部分に使用するものにあっては、この限りでない。

ヘ 導電材料は、次に適合すること。

(イ) 刃及び刃受けの部分にあっては、銅又は銅合金であること。

(ロ) (イ)以外の部分にあっては、銅、銅合金、ステンレス鋼又は別表第三附表第四に規定する試験を行ったとき、これに適合するめっきを施した鉄若しくは鋼（ステンレス鋼を除く。）若しくはこれらと同等以上の電気的、熱的及び機械的な安定性を有するものであること。ただし、めっきを施さない鉄若しくは鋼又は弾性を必要とする部分その他の構造上やむを得ない部分に使用するものであって危険が生ずるおそれのないときは、この限りでない。

ト 卷線に接している纖維質の絶縁物は、絶縁ワニス又はこれと同等以上の絶縁効力を有する含浸剤で完全に処理してあること。

チ 外箱内に満たしてある絶縁性充てん物は、耐水質のものであって、使用中にひび、割れその他の異状を生ずるおそれのないものであること。

リ 屋外用のものの外かくの材料は、さび難い金属、さび止めを施した金属、合成ゴム、陶磁器等又は80°C±3°Cの空気中に1時間放置した後に自然に冷却したとき、ふくれ、割れその他の異状が生じない合成樹脂であること。

ヌ アース用端子の材料は、十分な機械的強度を有するさび難いものであること。

(2) 構造

- イ 通常の使用状態において危険が生ずるおそれのないものであって、形状が正しく、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であること。この場合、旧解釈別表第四1 (2) イ (イ) 及び (ロ) によること。
- ロ 金属製の外郭の厚さは、次の表に掲げる値以上であること。ただし、機械器具に組み込まれるものにあっては、この限りでない。

区分		公称厚さ (mm)
屋外用のもの	充てん物として熱硬化性樹脂を満たしたもの	0.5
	その他のもの	0.8
その他のもの		0.5

- ハ 充電部相互又は充電部と非充電部との接続部分は、通常の使用状態において、緩みが生ぜず、かつ、温度に耐えること。
- ニ 造営材に取り付けて使用するものにあっては、容易に、かつ、堅固に取り付けることができる。
- ホ 金属製のふたまたは箱のうち、スイッチが開閉したときアークが達するおそれのある部分には、耐アーク性の電気絶縁物を施してあること。
- ヘ 極性が異なる充電部相互間、充電部とアースするおそれのある非充電金属部との間及び機械器具に組み込まれるもの以外のものの充電部と人が触れるおそれのある非金属部の表面との間の空間距離（沿面距離を含む。）は、器具又は器具の部分ごとにそれぞれ次の表に適合すること。ただし、絶縁変圧器の2次側の回路、整流後の回路等の構造上やむを得ない部分であって、次の試験を行ったとき、これに適合するものにあっては、この限りでない。この場合の用語の定義は、旧解釈別表第四1 (2) タ (イ) h 及び i による。
- (イ) 極性が異なる充電部相互間を短絡した場合に、短絡回路に接続された部品が燃焼しないこと。ただし、当該回路に接続されている1の部品が燃焼した場合において他の部品が燃焼するおそれのないものにあっては、この限りでない。
- (ロ) 極性が異なる充電部相互間又は充電部と人が触れるおそれのある非充電金属部との間の尖頭電圧が2,500Vを超える場合において、その部分について放電試験棒を使用して30秒間連続放電（30秒以内に部品が燃焼を開始したときはそのつど放電を中止し、放電中止後15秒以内に炎が消滅したときは更に放電を続け、合計30秒間放電するものとする。）をさせた場合に、そのアークに

より部品が燃焼しないこと。ただし、次に適合するものにあっては、この限りでない。

- a 放電中止後 15 秒以内に炎が消滅すること。
 - b 厚さが 0.3 mm 以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的強度を有する不燃性の合成樹脂若しくは金属板で作られた遮へい箱(開口があるものにあっては、内部が燃焼することにより、その開口から炎が出ない構造のものに限る。)に収められていること。
- (ハ) 極性が異なる充電部相互間又は充電部と人が触れるおそれのある非充電金属部との間を接続した場合に、その非充電金属部又は露出する充電部が次のいずれかに適合すること。
- a 対地電圧及び線間電圧が交流にあっては 30V 以下、直流にあっては 45V 以下であること。
 - b $1k\Omega$ の抵抗を大地との間及び線間並びに非充電金属部と充電部との間に接続したとき、当該抵抗に流れる電流は、商用周波数以上の周波数において感電の危険が生ずるおそれのない場合を除き、1mA 以下であること。
- 旧解釈別表第四 1 (2) ハ (ハ) b (a) から (c) に適合すること。
(以下別表第六において同じ。)
- (二) (イ) の試験の後に 500 ボルト絶縁抵抗計により測定した充電部(対地電圧及び線間電圧が交流にあっては 30V 以下、直流にあっては 45V 以下のもの並びに $1k\Omega$ の抵抗を大地との間及び線間に接続した場合に当該抵抗に流れる電流が 1mA 以下(商用周波数以上の周波数において、感電の危険が生ずるおそれのない場合は、1mA 以下であることを要しない。)のものを除く。)と人が触れるおそれのある非充電金属部との間の絶縁抵抗は、 $0.1M\Omega$ 以上であること。

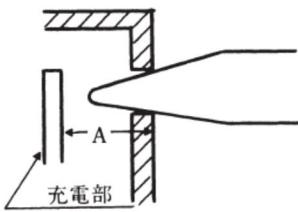
器具又は器具の部分の区分	空間距離(沿面距離を含む。)	
イ コンデンサーの外部端子(ハに掲げる部分を除く。)	附表第一の値以上	
ロ コンデンサー以外の充電部(ハに掲げる部分を除く。)	附表第二の値以上	
ハ 線間電圧又は対地電圧が 15V 以下の充電部分(使用者が接続するねじ止め端子部を除く。)	耐湿性の絶縁被膜を有するもの	0.5 mm 以上
	その他のもの	1 mm 以上

(備考) 空間距離は、器具の外面にあっては 30N、器具の内部にあっては 2N の力を距離が最も小さくなるように加えて測定した時の距離とする。

「充電部と人が触れるおそれのある非金属部の表面との間」の空間距離(沿面距離を含む。)は、開口部(くぼみを含む。)を有するものにあっては、次

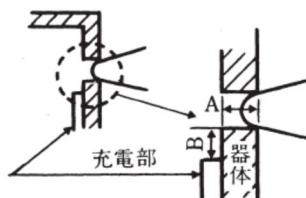
の図例による。この場合において、試験指に 30N の力を加えたとき変形するものは、変形した位置から測定する。

例 1



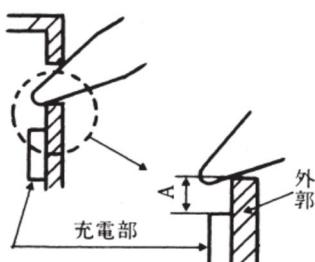
Aに対して規定の距離が
要求される。

例 2



A+Bに対して規定の距離が
要求される。

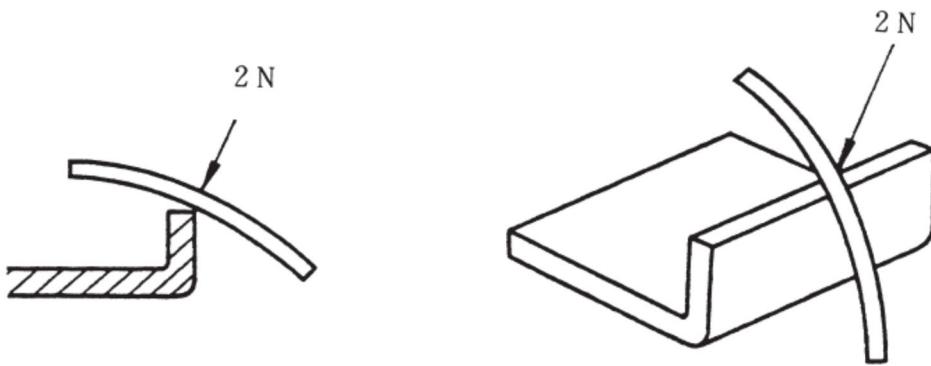
例 3



Aに対して規定の距離が
要求される。

造営材等に取り付けた状態で容易に人が触れるおそれのない取付け面側の充電部と取付け面との「空間距離（沿面距離を含む。）」は、規定された値（最低 6 mmとする。）以上であること。

- ト 絶縁物の厚さについては、旧解釈別表第四 1 (2) レの規定を準用すること。
- チ 器体の内部の配線は、次に適合すること。
 - (イ) 2N の力を電線に加えた場合に高温部に接触するおそれのあるものにあっては、接触したときに異状が生ずるおそれのこと。
 - (ロ) 2N の力を電線に加えたときに可動部に接触するおそれのこと。ただし、危険が生ずるおそれのない場合にあっては、この限りでない。
 - (ハ) 被覆有する電線を固定する場合、貫通孔を通す場合又は 2N の力を電線に加えたときに他の部分に接触する場合は、被覆を損傷しないようにすること。ただし、危険を生ずるおそれのない場合にあっては、この限りでない。なお、「損傷」とは、傷及び破れをいい、次の方法により判定する。
 - a 次の図例により、内部配線に 2N の力を加えながら左右に 1 回動かす。



b 傷の判定は、試験後、電線が接触した箇所にチョークを塗布し、これを布でふきとり、その後にチョーク粉が残されているか否かによって行う。

(二) 接続器によって接続したものにあっては、5N の力を接続した部分に加えたとき、外れないこと。ただし、2N 以上 5N 未満の力を加えて外れた場合において危険が生ずるおそれのない部分にあっては、この限りでない。なお、力の測定は、5 回の抜き差しにおいて行う。「危険が生ずるおそれのない」とは、コネクターが外れた場合、その部分に 2N の力を加えて移動させたとき別表第六 1 (2) チ (イ)、(ロ) 及び (ハ) に適合し、かつ、充電部露出、短絡、誤接続等による危険が生ずるおそれがないことをいう。

リ この表に特別に規定するものを除き、電源電線（口出し線を含む。以下この表において同じ。）を器体の外方に向かって、器体の自重の値の 3 倍の値（器体の自重の値の 3 倍の値が 10kg を超えるものにあっては 100N、器体の自重の値の 3 倍の値が 3kg 未満のものにあっては 30N の値）の張力を 15 秒間加えたとき及び器体の内部に向かって電源電線の器体側から 5 cm の箇所を保持して押し込んだとき、電源電線と内部端子との接続部に張力が加わらず、かつ、ブッシングが外れるおそれのないこと。

ヌ 電源電線の貫通孔は、取付け面にないこと。ただし、金属製ボックス内用である旨を表示するもの及び通常の使用状態において電源電線を損傷するおそれのないものにあっては、この限りでない。

ル 電源電線、器具間を接続する電線及び機能上やむを得ず器体の外部に露出する電線（以下「電源電線等」という。）の貫通孔は、機械器具に組み込まれるもの以外の場合にあっては、保護スプリング、保護ブッシングその他の適当な保護装置を使用してある場合を除き、電源電線等を損傷するおそれないように面取りその他の適当な保護加工を施してあること。ただし、貫通部が金属以外のものであって、その部分がなめらかであり、かつ、電源電線等を損傷するおそれのないものにあっては、この限りでない。

ヲ 器具間を接続する電線が短絡、過電流等の異常を生じたとき動作するヒューズ、

過電流保護装置その他の保護装置を設けること。ただし、短絡、過電流等の異常が生じた場合において、部品の燃焼、充電部の露出等の危険が生ずるおそれのないものにあっては、この限りでない。

ワ 外郭は、機械器具に組み込まれるもの以外の場合にあっては、質量が 250g で、ロックウェル硬度 R100 の硬さに表面をポリアミド加工した半径が 10 mm の球面を有するおもりを次の表に示す高さから垂直に落としたとき、又はこれと同等の衝撃力をロックウェル硬度 R100 の硬さに表面をポリアミド加工した半径が 10 mm の球面を有する衝撃片によって 1 回加えたとき、感電、火災等の危険を生ずるおそれのあるひび、割れその他の異状が生じないこと。ただし、器体の外面に露出している表示灯、ヒューズホルダーその他これらに類するもの及びそれらの保護カバーであって、表面積が 4cm² 以下であり、かつ、器体の外郭の表面から 10 mm 以上突出していないものにあっては、この限りでない。

種類	高さ(cm)
天井取り付け用器具	14
その他のもの	20

なお、旧解釈別表第四 1 (2) レ(イ) d に規定された衝撃力も同等の衝撃力とみなす。

カ 屋外用のものにあっては、通常の使用状態において、雨水が器体内に浸入するおそれがなく、かつ、絶縁ブッシングに雨水がかかり難いこと。

なお、「浸入するおそれ」は、試験品に清水を毎分約 3 mm の水量で約 45° の傾斜方向から降雨状態で一様に 1 時間注水することにより判定する。

ヨ 2 次側にヒューズを取り付けるものにあっては、いずれの口出し線又は端子に負荷を接続したときにもヒューズが回路に直列に挿入される構造であること。ただし、ヒューズの位置を接続図により表示するものにあっては、この限りでない。

タ 温度過昇防止装置（温度ヒューズを含む。以下この表において同じ。）を有するものにあっては、温度過昇防止装置は、容易に取り換えることのできない構造であって、かつ、通常の使用状態において動作しないこと。

レ 定格 1 次電圧又は定格 2 次電圧が 150V を超えるものにあっては、外郭の見やすい箇所（固定して使用するものであって、アース用の配線が外部に露出しない構造のものにあっては、器体の内部）にアース用端子又はアース線（アース用口出し線及び接地極の刃又は刃受けに接続する線心を含む。以下この表において同じ。）を設けてあること。ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。

(イ) 金属製ボックス内用又は電灯器具内用である旨を表示するもの。

(ロ) 電源プラグのアースの刃で接地できる構造のもの。

(ハ) 外郭の材料が耐水性の合成樹脂その他これに類する絶縁物であって、その厚さが、1層で構成されるものにあっては1mm(手持ち形のものにあっては、0.8mm)以上、2層以上で構成されるものにあっては0.8mm(手持ち形のものにあっては、0.6mm)以上であり、かつ、次に適合するもの。

- a ワに規定する試験に適合すること。
- b 500ボルト絶縁抵抗計により測定した充電部と人が触れるおそれのある器体の外面との間の絶縁抵抗が3MΩ以上であること。
- c 充電部と人が触れるおそれのある器体の外面との間に4,000Vの交流電圧を加えたとき、連続して1分間これに耐えること。

(二) 機械器具に組み込まれるもの。なお、「アース用端子又はアース線（アース用口出し線及び接地極の刃又は刃受けに接続する線心を含む。）」は、人が触れるおそれのある金属部（内部で充電部が金属によって覆われていて、外郭の金属部に漏電のおそれのない構造のものは、内部の金属部とすることができる。）と確実に接続されていること。この場合において、確実とは、アース回路に15Aを連続通電し（電圧30V以下で通電できること。）、各部に異常な発熱がなく、かつ、接続部等の電圧降下が1.5V以下であることをいう。

ソ アース線及びアース用端子の表示は、次に適合すること。

(イ) アース線には、そのもの又はその近傍に容易に消えない方法でアース用である旨の表示を付してあること。アース用である旨の表示とは旧解釈別表第四1(2)ネ(イ)a及びbによる。ただし、アース線に緑と黄の配色を施した電線にあっては、この限りでない。

(ロ) アース用端子には、そのもの（容易に取り外せる端子ねじを除く。）又はその近傍に容易に消えない方法でアース用である旨の表示を付してあること。アース用である旨の表示とは旧解釈別表第四1(2)ネ(ロ)aからdによる。ただし、器体の内部にあるアース用端子であってアース線を取り換えることができないものにあっては、この限りでない。

ツ 電線の取付け部は、次に適合すること。

(イ) 電線を確実に取り付けることができる構造であること。

(ロ) 2以上の電線を1の取付け部に締め付ける場合は、それぞれの電線の間にナット又は座金を使用してあること。ただし、圧着端子その他の器具により、確実に取り付けることができるものにあっては、この限りでない。

(ハ) 電源電線の取付け端子のねじは、電源電線以外のものの取付けに兼用しないこと。ただし、電源電線を取り付け、又は取りはずした場合において、電源電線以外のものが脱落するおそれのないものにあっては、この限りでない。

ネ ヒューズ又はヒューズ抵抗器を取り付けるものにあっては、次に適合すること。

- (イ) ヒューズの取付け部は、機械器具に組み込まれるもの以外の場合にあっては、外物が容易に接触しないように覆われており、かつ、電流ヒューズを取り付けるものにあっては、器具内に埋め込むものを除き、その取換えが容易に行えるものであること。
- (ロ) ヒューズ及びヒューズ抵抗器が溶断することにより、それぞれの回路を完全に遮断すること。
- (ハ) ヒューズ及びヒューズ抵抗器が溶断する場合において、アークにより短絡せず、又はアースするおそれのこと。
- (ニ) ヒューズが溶断する場合において、ヒューズを収めているふた、箱又は台が損傷しないこと。
- (ホ) 電流ヒューズの取付け端子は、ヒューズを容易に、かつ、確実に取り付けることができるものであって、締め付けるときヒューズのつめがまわらないこと。大頭丸平小ねじ（JIS C 8303(1983)「配線用差込接続器」）又は座金を用いている場合は、「ヒューズのつめがまわらない」ものとみなす。
- (ヘ) 皿形座金を使用するものにあっては、ヒューズ取付け面の大きさは、皿形座金の底面の大きさ以上であること。
- (ト) 非包装ヒューズを取り付けるものにあっては、ヒューズと器体との間の空間距離は、4 mm以上であること。
- a 「ヒューズと器体との間の空間距離」とは、ヒューズの中心部付近と器体との間の距離をいう。この場合において、「器体」には、ヒューズが溶断したとき、可溶体が垂れ下る方向又はばね方式のもののはねの動作方向にあるヒューズ取付け基板、抵抗器、発熱体、整流器、器内配線等を含む。
- b 「非包装ヒューズ」とは、包装されていないヒューズをいい、電動機、変圧器等の巻線内に組み込まれたヒューズドメタルは含まない。
- (チ) ヒューズの取付け端子のねじは、ヒューズ以外の部品の取付けに兼用しないこと。ただし、ヒューズを取り付け又は取りはずした場合においてヒューズ以外の部品の取付けがゆるむおそれのないものにあっては、この限りでない。
- (リ) ヒューズの取付け部の近傍又は銘板に、電流ヒューズにあっては定格電流を、温度ヒューズにあっては定格動作温度を容易に消えない方法で表示すること。ただし、ヒューズを容易に取り換えることができない構造のものにあっては、この限りでない。
- (ヌ) ヒューズ抵抗器の発熱により、その周囲の充てん物、プリント基板等が炭化又はガス化し、発火するおそれのこと。
- ナ 半導体素子を用いて温度、回転速度等を制御するものにあっては、それらの半導体素子が制御能力を失ったとき、制御回路に接続された部品が燃焼するおそれ

のこと。

- ラ 器体に附属したコンセント（外部に電力を取り出すものに限る。）には、そのもの又はその近傍に容易に消えない方法で安全に取り出すことができる最大の電力又は電流の値を表示してあること。ただし、電圧調整器の出力端子にあっては、この限りでない。
- ム 電子管、コンデンサー、半導体素子、抵抗器等を有する絶縁変圧器の2次側の回路、整流後の回路等にあっては、次の試験を行ったとき、その回路に接続された部品が燃焼しないこと。ただし、当該回路に接続されている1の部品が燃焼した場合において他の部品が燃焼するおそれのないものにあっては、この限りでない。
- (イ) 電子管、表示灯等にあっては、端子相互間を短絡すること（へのただし書の規定に適合する場合を除く。以下ムにおいて同じ。）及びヒーター又はフィラメント端子を開放すること。
- (ロ) コンデンサー、半導体素子、抵抗器、変圧器、コイルその他これらに類するものにあっては、端子相互間を短絡し又は開放すること。
- (ハ) (イ) 及び (ロ) に掲げるものであって、金属ケースに収めたものにあっては、端子と金属ケースとの間を短絡すること。ただし、部品内部で端子に接続された部分と金属ケースとが接触するおそれのないものにあっては、この限りでない。
- (二) (イ)、(ロ) 及び (ハ) の試験において短絡又は開放したとき 500 ボルト絶縁抵抗計により測定した充電部とアースするおそれのある非充電金属部との間の絶縁抵抗は、 $0.1\text{M}\Omega$ 以上であること。
- ウ 電源電線等（ロ出し線を除く。以下ウにおいて同じ。）の器体の貫通部は、機械器具に組み込まれるもの以外の場合にあっては、旧解釈別表第四1 (2) ラに適合すること。ただし、固定して使用するもの、据置き形のものその他これに類するものであって、通常の使用状態において定置して使用するものにあっては、この限りでない。
- ヰ コンデンサーを有するものであって、差し込み刃により電源に接続するものにあっては、差し込み刃を刃受けから引き抜いたとき、差し込み刃間の電圧は 1 秒後において 45V 以下であり、その他のものにあっては、1 次側の回路が遮断した時から 1 分以内に 1 次側及び 2 次側の端子電圧は 45V 以下であること。ただし、1 次側から見た回路の総合静電容量が $0.1\mu\text{F}$ 以下であるものにあっては、この限りでない。

(3) 部品および附属品

- イ 部品または附属品の定格電圧、定格電流および許容電流は、これらに加わる最

大電圧またはこれらに流れる最大電流以上であること。

□ 電源電線等は、次に適合すること。

(イ) 電源電線は、この表に特別に規定するものを除き、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するものであって、かつ、次のいずれかに適合すること。

a コード又はキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm^2 以上（信号線にあっては、 0.5 mm^2 以上）のものであること。

b 差込みプラグ（定格遮断電流が 500A 以上であって、定格電流が 3A 以下のヒューズを有するものに限る。）に附属するコード又はキャブタイヤケーブルであって、その長さが 2m 以下で、かつ、その断面積が 0.5 mm^2 以上のものであること。

c 定格電流が 0.5A 以下の小形単相変圧器、電圧調整器及び放電灯用安定器に使用する金糸コードであって、その長さが 2.5m 以下のものであること。

(ロ) 器具間を接続する電線及び機能上やむを得ず器体の外部に露出する電線は、次のいずれかに適合すること。

a 次の表の左欄に掲げる接続される回路の電圧の区分ごとに同表の右欄に適合するものであり、かつ、100N の引張荷重を 15 秒間加えたとき、素線の断線、絶縁物の異状等が生じないこと。ただし、電子回路の入出力信号の微小電流回路、地絡電流が 1mA 以下（商用周波数以上の周波数において危険が生ずるおそれのない場合にあっては、1mA 以下であることを要しない。）の回路等に使用するものであって、適切な絶縁被覆を有するものにあっては、この限りでない。

接続される回路の電圧の区分	電線
交流にあっては 30V 以下、直流にあっては 45V 以下	試料 2m を 1 時間清水中に浸し、单心のものは導体と大地との間に、多心のものは導体相互間及び導体と大地との間に 500V の交流電圧を加えたとき、連続して 1 分間に耐えるもの
交流にあっては 30V を超え 60V 以下、直流にあっては 45V を超え 60V 以下	試料 2m を 1 時間清水中に浸し、单心のものは導体と大地との間に、多心のものは導体相互間及び導体と大地との間に 1,000V の交流電圧を加えたとき、連続して 1 分間に耐えるもの
60V を超え 150V 以下	旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、断面積が 0.75 mm^2 以上のもの又は断面積が 0.75 mm^2 (手持ち形の部分 (コントローラーを含む。) に至る 0.5A 以下の回路に使用するものにあっては、 0.5 mm^2) 以上であって、試料 2m を 1 時間清水中に浸し、单心のものは導体と大地との間に、多心のものは導体相互間及び導体と大地との間に 1,000V の交流電圧を加えたとき、連続して 1 分間に耐えるもの
150V を超え 300V 以下	断面積が 0.75 mm^2 以上であって、試料 2m を 1 時間清水中に浸し、单心のものは導体と大地との間に、多心のものは導体相互間及び

	導体と大地との間に 1,500V の交流電圧を加えたとき、連続して 1 分間これに耐えるもの
300V を超えるもの	断面積が 0.75 mm^2 以上であって、試料 2m を 1 時間清水中に浸し、单心のものは導体と大地との間に、多心のものは導体相互間及び導体と大地との間に回路電圧の 2 倍に 1,000V を加えた値の交流電圧を加えたとき、連続して 1 分間これに耐えるもの

b 旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するものであって、その長さが 2m 以下で、かつ、その断面積が 0.5 mm^2 以上であること（電源供給側の器具の内部に定格遮断電流が 500A 以上であって、定格電流が 3A 以下のヒューズ又は過負荷保護装置を備えてある場合に限る。）。

(ハ) 単心コードをより合わせたもの又はより合わせコードにあっては、そのより合わせが容易に分離しない構造のものであること。

(二) 温度が 100°C を超える部分に触れるおそれのある電源電線等は、ビニルコード、ビニルキャブタイヤコード及びビニルキャブタイヤケーブル以外のものであること。

ハ アース線は、次のいずれかであること。

(イ) 直径が 1.6 mm の軟銅線またはこれと同等以上の強さおよび太さを有する容易に腐しょくし難い金属線

(ロ) 断面積が 1.25 mm^2 以上の単心コードまたは単心キャブタイヤケーブル

(ハ) 断面積が 0.75 mm^2 以上の 2 心コードであって、その 2 本の導体を両端でより合わせ、かつ、ろう付けまたは圧着したもの

(二) 断面積が 0.75 mm^2 以上の多心コード（より合わせコードを除く。）または多心キャブタイヤケーブルの線心の 1

ニ ヒューズは、次に適合すること。

(イ) 可溶体の材料は、容易に変質しないものであること。

(ロ) 取付け端子の材料は、取付けに支障のない硬さであること。

(ハ) 温度ヒューズにあっては、これを水平にして恒温槽に入れ、温度を 1 分間に 1°C の割合で上昇させ、温度ヒューズが溶断したとき、熱電温度計法により測定した恒温槽内の温度の温度ヒューズの定格動作温度に対する許容差は、 $\pm 10^\circ\text{C}$ 以内であること。

ホ 点滅器（線間電圧が交流にあっては 30V 以下、直流にあっては 45V 以下であって、かつ、100mA 以下の回路に使用するものであって、感電、火災等の危険が生ずるおそれのないものを除く。）にあっては、旧解釈別表第四 1 (1) 並びに (2) イ、ホ、ヘ、チ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ツ、ラ、ム及びク並びに 2 (1) イ及びハ並びに 2 (2) ロ、ヘ、ト、リ及びヌの規定に適合すること。この場合において、旧解釈別表第四附表第二 1 の開閉試験における負荷の力率は、

約1とすることができます。開閉試験は旧解釈別表第四1(3)ニ(イ)及び(ロ)による。

ヘ 開閉器（線間電圧が交流にあっては30V以下、直流にあっては45V以下であつて、かつ、100mA以下の回路に使用するものであつて、感電、火災等の危険が生ずるおそれのないものを除く。）にあっては、旧解釈別表第四1(1)並びに(2)イ、ホ、ヘ、チ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ツ、ラ、ム及びク並びに3(1)ロ、ハ、ヘ、ト、ヌ及びヲ並びに3(3)イ、チ、リ、ル、ワ、カ及びヨの規定に適合すること。この場合において、旧解釈別表第四附表第二2の開閉試験における負荷の力率は、約1とすることができます。開閉試験は旧解釈別表第四1(3)ニ(イ)及び(ロ)による。

ト 接続器（線間電圧が交流にあっては30V以下、直流にあっては45V以下であつて、かつ、100mA以下の回路に使用するものであつて、感電、火災等の危険が生ずるおそれのないものを除く。）にあっては、旧解釈別表第四1(1)並びに(2)イ、ホ、ヘ、チ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ツ、ラ、ム、ノ及びク並びに6(1)イ、ハ、ニ及びホ並びに6(3)ロ、ハ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ及びルの規定に適合すること。この場合において、組立て時の便宜性のため使用する器内配線相互の接続用部品は、トにおいて「接続器」とはみなさない。

チ コンデンサーは、旧解釈別表第四1(3)チ(ハ)を除く。の規定に適合すること。

リ 過負荷保護装置（ヒューズを除く。）は、次に適合すること。

(イ) 電流動作型のものにあっては、定格電流の2.5倍に等しい電流を通じ、接続される回路の電圧に等しい電圧を1分間に1回の割合（過負荷保護装置の構造上1分間に1回の割合で動作できないものにあっては、動作できる最小の時間に1回の割合）で加え、手動復帰式のものにあっては10回、自動復帰式のものにあっては200回動作試験を行ったとき、各部に異状が生じないこと。この場合において、負荷の力率は、約1とすることができます。

(ロ) 熱動式のものにあっては、接続される回路の電圧に等しい電圧を加え、その回路の最大使用電流に等しい電流を通じ、感温部を加熱して回路を開き、冷却して回路を閉じる操作を1分間に1回の割合（構造上1分間に1回の割合で動作できないものにあっては、動作できる最小の時間に1回の割合）で手動復帰式のものにあっては10回、自動復帰式のものにあっては200回動作試験を行ったとき、各部に異状が生じないこと。

ヌ 印刷回路用積層板及びフレキシブル印刷配線板（いずれも15Wを超える電力が供給されるものに限る。）は、次に適合すること又はこれと同等の難燃性を有すること。

ただし、質量が4g以下のフレキシブル印刷配線板又は内部で発生した炎が外部に拡散しないような外郭で囲われた印刷回路用積層板及びフレキシブル印刷配線板についてはこの限りでない。

- (イ) 印刷回路用積層板にあっては、JIS C 60695-11-10「耐火性試験—電気・電子—第11-10部：試験炎—50W試験炎による水平及び垂直燃焼試験方法」の燃焼性分類がV-0に適合するもの。
- (ロ) フレキシブル印刷配線板にあっては、次のいずれかに適合するもの。
- a 通常動作状態で、交流(ピーク)又は直流400V以下の電圧で動作する回路部分に使用する基板の基材は、JIS K 7341(2006)「プラスチック—小火炎に接触する可とう性フィルムの垂直燃焼性試験方法」の燃焼性分類 VTM-1に適合するもの又はJIS C 60695-11-10の燃焼性分類がV-1に適合するもの。
 - b 通常動作状態で、交流(ピーク)又は直流400Vを超える電圧で動作する回路部分に使用する基板の基材は、JIS K 7341(2006)の燃焼性分類がVTM-0に適合するもの又はJIS C 60695-11-10の燃焼性分類がV-0に適合するもの。

(4) 2次電圧変動特性

電子応用機械器具用変圧器を除き、次に適合すること。

- イ 2次負荷電圧が2次無負荷電圧より高いものであって、2次負荷電圧を表示するものにあっては、定格周波数に等しい周波数の定格1次電圧に等しい電圧のもとで定格負荷を接続して測定した2次電圧は、表示された2次負荷電圧の±10%以内であること。
- ロ イに規定するもの以外のものにあっては、定格周波数に等しい周波数の定格1次電圧（1次電圧の調整ができるものにあっては、その最高電圧）に等しい電圧のもとで測定した2次無負荷電圧は、定格2次電圧（2次電圧の調整ができるものにあっては、その最高電圧。以下同様。）が30V以下のものにあっては定格2次電圧の±20%以内（リモートコントロールリレー用変圧器にあっては、±25%以内）、定格2次電圧が30Vをこえ6,000V以下のものにあっては定格2次電圧の±10%以内、定格2次電圧が6,000Vをこえるものにあっては定格2次電圧の±5%以内であること。

(5) 表示

附表第四に規定する表示の方式により表示すること。

2 ベル用変圧器、おもちや用変圧器その他の家庭機器用変圧器、表示器用変圧器およびリモートコントロールリレー用変圧器

(1) 構造

- イ 定格2次電圧が30V以下のものおよび定格2次電圧が30Vをこえるものであって、2次側に30V以下の口出し線または端子を有するものにあっては、絶縁変圧器であること。
- ロ 充電部（絶縁変圧器の2次側の回路の電圧が30V以下の充電部及び口出し線を除く。）及び鉄心部は、金属製、陶磁器製又は合成樹脂製の外かくによりおおわれており、かつ、容易に取りはずすことができる部分を取りはずし、次の（イ）及び（ロ）に掲げる試験を旧解釈別表第四1（2）ハの図に示す試験指を用いて行ったとき、これに適合すること。ただし、金属製ボックス内用である旨を表示するもの及び取り付けた状態で容易に人が触れるおそれのない取付け面にあっては、この限りでない。
- （イ）卓上形のものの底面並びに床上形のもの（据置き形のものに限る。）の裏面及び底面（器体の質量が40kgを超えるもので、床面から器体の底面までの高さが5cm以下のものにあっては、その高さの2倍の長さを底面の外縁から内側に及ぼした範囲）を10Nの圧力で押したとき、試験指が充電部に触れないこと。ただし、40kgを超えるものの底面の開口部から40cm以上離れている充電部にあっては、この限りでない。
- （ロ）器体の外面及び開口部を30Nの圧力で押したとき、試験指が充電部に触れないこと。
- ハ 卷線および鉄心部と取付け面との間に6mm以上の間げきを有すること。ただし、卷線および鉄心部と取付け面との間に絶縁物が介在するものおよび金属製ボックス内用である旨を表示をするものにあっては、この限りでない。
- 二 口出し線は、次に適合すること。
- （イ）定格電圧が30V以下の口出し線にあっては、ビニルコードまたはこれと同等以上の絶縁効力を有するものであって、断面積が 0.5 mm^2 以上のものであること。
- （ロ）定格電圧が30Vをこえる口出し線にあっては、600ボルトビニル絶縁電線またはこれと同等以上の絶縁効力を有するものであって、断面積が 0.9 mm^2 以上のものであること。ただし、リモートコントロールリレー用変圧器以外のものにあっては、ビニルコードまたはこれと同等以上の絶縁効力を有するものであって、断面積が 0.75 mm^2 以上のものを使用することができる。
- （ハ）導体は、より線であること。

- (二) 器体外の長さは、150 mm以上であること。
- (ホ) 1次側のものと2次側のものとの別を容易に識別できること。
- (ヘ) リモートコントロールリレー用変圧器にあっては、口出し方向に、1次側の口出し線にあっては50N、2次側の口出し線にあっては30Nの引張荷重を徐々に加えたとき、単独でこれに十分耐えるように取り付けてあり、かつ、切断しないこと。
- (ト) リモートコントロールリレー用変圧器以外の変圧器にあっては、口出し方向に、試験品の自重の値に等しい値の引張荷重（自重が2kgを超えるものにあっては、20Nの引張荷重）を徐々に加えたとき単独でこれに十分耐えるように取り付けてあり、かつ、切断しないこと。
- ホ 使用者の接続する端子は、次に適合すること。
- (イ) 定格電圧が30V以下の端子にあっては、呼び径が3mm以上のねじ又はボルトナットであって、直径が0.8mmの電線を確実に取り付けることができるものであること。ただし、ボックス内用である旨を表示するものにあっては、速結端子を使用することができる。
- (ロ) 定格電圧が30Vを超える端子にあっては、呼び径が3.5mm以上のねじ又はボルトナットであって、直径が2mmの電線を確実に取り付けることができるものであり、かつ、吸湿性が少ない絶縁物で容易に外物が接触するおそれないように覆われていること。ただし、ボックス内用である旨を表示するものにあっては、速結端子を使用することができる。
- (ハ) 1次側のものと2次側のものとの別を容易に識別できること。
- (二) アース用端子にあっては、呼び径が4mm（押し締めねじ型のものにあっては、3.5mm）以上のねじ又はボルトナットであって、直径が2mmの電線を確実に取り付けることができるものであること。ただし、ボックス内用である旨を表示するものにあっては、速結端子を使用することができる。
- (ホ) リモートコントロールリレー用変圧器にあっては、その端子が取り付けられている部分の面に対し垂直の方向に、1次側の端子にあっては50N、2次側の端子にあっては30Nの引張荷重を徐々に加えたとき、単独でこれに十分耐えるように取り付けてあること。
- (ヘ) リモートコントロールリレー用変圧器以外の変圧器にあっては、その端子（アース用端子を除く。）が取り付けられている部分の面に対し垂直の方向に、試験品の自重の値に等しい引張荷重（自重が2kgを超えるものにあっては、20Nの引張荷重）を徐々に加えたとき、単独でこれに十分耐えるように取り付けてあること。
- ヘ おもちや用変圧器にあっては、電源電線及びさし込みプラグを有するものであ

ること。

- ト リモートコントロールリレー用変圧器にあっては、その金属製の外かくと鉄心部とは、電気的に接続してあること。
- チ リモートコントロールリレー用変圧器であって、定格2次短絡電流が5Aをこえるものにあっては、2次側に定格電流が3A以下の包装ヒューズを取り付けてあること。

リ 燃焼試験

おもちや用変圧器その他の家庭機器用変圧器であって、合成樹脂の外かくを有するものにあっては、その外かくの外面の9cm²以上の正方形の平面部分（外かくに9cm²以上の正方形の平面部分を有しないものにあっては、原厚のまま一辺の長さが3cmの正方形に切り取った試験片。以下リにおいて同じ。）を水平面に対して約45°に傾斜させた状態において当該平面部分の中央部に、ノズルの内径が0.5mmのガスバーナーの空気口を閉じた状態で燃焼させた長さ約20mmの炎の先端を垂直下から5秒間あて炎を取り去ったとき、燃焼しないものであること。

（2）定格2次電圧

ベル用変圧器、おもちや用変圧器およびリモートコントロールリレー用変圧器にあっては、定格2次電圧が30V以下であること。

（3）2次電圧変動特性

定格周波数に等しい周波数の定格1次電圧に等しい電圧のもとで、2次側の口出し線または端子の間に抵抗負荷を接続して定格2次電流に等しい電流を通じたときに測定した2次側の端子電圧は、次の表に適合すること。

種別	2次側の端子電圧(V)	
ベル用変圧器	定格2次電圧の60%以上	
おもちや用変圧器	定格2次電圧の80%以上	
その他の家庭機器用変圧器	定格2次電圧の90%以上	
表示器用変圧器	定格2次電圧が15V以下のもの	定格2次電圧の80%以上
	定格2次電圧が15Vをこえるもの	定格2次電圧の90%以上
リモートコントロールリレー用変圧器	24±2.4以内	

（4）2次短絡電流特性

定格2次短絡電流が8A以下のものにあっては、定格周波数に等しい周波数の定格1次電圧に等しい電圧のもとで測定した2次短絡電流は、定格2次短絡電流以下であること。

(5) 平常温度上昇

周囲温度が $35^{\circ}\text{C} \pm 5^{\circ}\text{C}$ (おもちや用変圧器にあっては、 $30^{\circ}\text{C} \pm 5^{\circ}\text{C}$) の状態において、試験品を厚さが 10 mm 以上の表面が平らな木台の上に通常の使用状態に取り付け、定格周波数に等しい周波数の定格 1 次電圧に等しい電圧のもとで、イの試験条件により定格 2 次電流に等しい電流を各部の温度上昇がほぼ一定となるまで通じたとき、口の基準に適合すること。

イ 各巻線ごとに 2 次側の口出し線又は端子の間に抵抗負荷を接続すること。

口 基準

(イ) 器体の外部に炎又は溶融した絶縁性充てん物が出ないこと。

(ロ) 各部の温度上昇がほぼ一定となった時の熱電温度計法（巻線の温度上昇の測定にあっては、抵抗法）により測定した各部の温度上昇は、次の表に掲げる値以下であること。

測定箇所		温度上昇 (K)
巻線	A 種絶縁のもの	65
	E 種絶縁のもの	80
	B 種絶縁のもの	90
	F 種絶縁のもの	115
	H 種絶縁のもの	135
ヒューズクリップの接触部		55 (60)
外郭	金属製のもの	50 (25)
	その他のもの	65 (40)
試験品を置く木台の表面		60

(備考) 括弧内の数値は、おもちや用変圧器に適用する。

(6) 絶縁性能

イ 附表第三 1 (1) 及び 2 に規定する試験を行ったとき、これに適合するほか、屋外用のものにあっては、通常の使用状態において、試験品に清水を毎分約 3 mm の水量で約 45° の傾斜方向から降雨状態で一様に注水し、1 時間を経過した時に、注水を続けながら附表第三 2 に規定する試験を行ったとき、これに適合すること。

口 絶縁性充てん物を充てんしない変圧器にあっては、周囲温度が $25^{\circ}\text{C} \pm 5^{\circ}\text{C}$ 、相対湿度が 90% 以上 95% 以下の状態に 48 時間保った後に表面の水滴を除去し、500 ボルト絶縁抵抗計により測定した附表第三 1 (1) に規定する各部の間の絶縁抵抗は $2\text{M}\Omega$ (絶縁された巻線相互間であっていずれの巻線の定格電圧も 30V 以下である場合は $1\text{M}\Omega$ 、巻線とアースするおそれがある非充電金属部との間であって巻線の定格電圧が 30V 以下である場合は $1\text{M}\Omega$) 以上であり、かつ、附表第三 2 に規定する試験を行ったとき、これに適合すること。

(7) 異常温度上昇

周囲温度が $35^{\circ}\text{C} \pm 5^{\circ}\text{C}$ (おもちや用変圧器にあっては、 $30^{\circ}\text{C} \pm 5^{\circ}\text{C}$) の状態において、試験品を厚さが 10 mm 以上の表面が平らな木台の上に通常の使用状態に取り付け、定格周波数に等しい周波数の定格 1 次電圧に等しい電圧のもとで、イの試験条件により各部の温度上昇がほぼ一定となるまで（温度過昇防止装置又は過負荷保護装置が動作したときは、その時まで）又は巻線が焼損するまで試験を行ったとき、口の基準に適合すること。

イ 試験条件

- (イ) すべての出力側の端子又は口出し線を短絡すること。
- (ロ) 温度過昇防止装置又は過負荷保護装置を有するものにあっては、各巻線ごとに出力側の端子又は口出し線の間に抵抗負荷を接続し、温度過昇防止装置又は過負荷保護装置にこれらの最大不動作電流に等しい電流を通じること。

口 基準

- (イ) 器体の外部に炎又は溶融した絶縁性充てん物が出ないこと。
- (ロ) おもちや用変圧器にあっては、熱電温度計法により測定した外郭の温度上昇は、70K 以下であること。
- (ハ) その他の変圧器にあっては、熱電温度計法により測定した外郭の温度上昇は、110K 以下であること。
- (二) 热電温度計法により測定した試験品の底部に面する木台の表面の温度上昇は、120K 以下であること。
- (ホ) 附表第三 1 (2) に規定する試験を行ったとき、これに適合すること。

(8) 機械的強度

イ コンセントに本体をじかに差し込んで使用するものにあっては、コンクリート床上に置いた厚さが 30 mm の表面が平らなラワン板の中央部に、器体の底面がラワン板の面に平行になるように器体をひもでつり下げたものを、70 cm の高さから落としたとき、充電部の露出及び短絡を生ぜず、かつ、500 ボルト絶縁抵抗計により測定した充電部とアースするおそれのある非充電金属部との間の絶縁抵抗は、 $0.1\text{M}\Omega$ 以上であること。

ロ おもちや用変圧器にあっては、試験品を厚さが 10 mm 以上の表面が平らな木台の上に通常の使用状態に置き、底面の形状が正方形で、その一辺の長さが 100 mm、質量が 60kg のおもりを上部に 1 分間置いたとき、各部にひび、割れその他の異状が生じないこと。

2の2 電子応用機械器具用変圧器

(1) 構造

- イ 充電部（絶縁変圧器の2次側の回路の電圧が30V以下の充電部及び口出し線を除く。以下イにおいて同じ。）及び鉄心部は、金属製、陶磁器製又は合成樹脂製の外郭により覆われており、かつ、容易に取り外すことができる部分を取り外し、旧解釈別表第四1(2)ハの図に示す試験指を用いて器体の外面及び開口部を30Nの圧力で押したとき、試験指が充電部に触れないこと。ただし、機械器具に組み込まれるものにあっては、この限りでない。
- ロ 口出し線は、次に適合すること。
- (イ) 定格電圧が30V以下の口出し線にあっては、ビニルコード又はこれと同等以上の絶縁効力を有するものであって、断面積が 0.5 mm^2 以上のものであること。ただし、機械器具に組み込まれるものにあっては、この限りでない。
- (ロ) 定格電圧が30Vを超える口出し線にあっては、ビニルコード又はこれと同等以上の絶縁効力を有するものであって、断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。ただし、機械器具に組み込まれるものにあっては、この限りでない。
- (ハ) 導体は、より線であること。ただし、機械器具に組み込まれるものにあっては、この限りでない。
- (二) 器体外の長さは、150mm以上であること。
- (ホ) 1次側のものと2次側のものとの別を容易に識別できること。
- (ヘ) 口出し方向に器体の自重の値（器体の自重の値が3kgを超えるものにあっては30N、器体の自重の値が1kg未満のものにあっては10N）に等しい張力を連続して15秒間加えたとき、各部に異状が生じないこと。
- ハ 使用者の接続する端子は、次に適合すること。
- (イ) 定格電圧が30V以下の端子にあっては、呼び径が3mm以上のねじ又はボルトナットであって、直径が0.8mmの電線を確実に取り付けることができるものであること。ただし、機械器具に組み込まれるものにあっては、この限りでない。
- (ロ) 定格電圧が30Vを超える端子にあっては、呼び径が3.5mm以上のねじ又はボルトナットであって、直径が2mmの電線を確実に取り付けることができるものであること。ただし、機械器具に組み込まれるものにあっては、この限りでない。
- (ハ) 1次側のものと2次側のものとの別を容易に識別できること。
- (二) アース用端子にあっては、呼び径が4mm（押し締めねじ型のものにあっては、3.5mm）以上のねじ又はボルトナットであって、直径が2mmの電線を確実に取

り付けることができるものであること。ただし、機械器具に組み込まれるものにあっては、この限りでない。

- (木) 端子が取り付けられている部分の面に対し垂直の方向に、器体の自重の値（器体の自重の値が 3kg を超えるものにあっては 30N、器体の自重の値が 1kg 未満のものにあっては 10N）に等しい張力を徐々に加えたとき、単独でこれに十分耐えるように取り付けてあること。

二 燃焼試験

合成樹脂の外郭を有するものにあっては、その外郭の外面の 9cm² 以上の正方形の平面部分（外郭に 9cm² 以上の正方形の平面部分を有しないものにあっては、原厚のまま一辺の長さが 3 cm の正方形に切り取った試験片。以下二において同じ。）を水平面に対して約 45° に傾斜させた状態において当該平面部分の中央部に、ノズルの内径が 0.5 mm のガスバーナーの空気口を閉じた状態で燃焼させた長さ約 20 mm の炎の先端を垂直下から 5 秒間あて炎を取り去ったとき、燃焼しないものであること。

(2) 平常温度上昇

周囲温度が 40°C±5°C の状態において、定格周波数に等しい周波数の定格 1 次電圧に等しい電圧のもとで、定格 2 次電流に等しい電流を各部の温度上昇がほぼ一定となるまで連続して加えた時の熱電温度計法（巻線の温度上昇の測定にあっては、抵抗法）により測定した各部の温度上昇は、次の表に掲げる値以下であること。

測定箇所		温度上昇 (K)
巻線	A 種絶縁のもの	60
	E 種絶縁のもの	75
	B 種絶縁のもの	85
	F 種絶縁のもの	110
	H 種絶縁のもの	130
ヒューズクリップの接触部		50
外郭	金属製のもの	45
	その他のもの	60

（備考）外郭は、機械器具に組み込まれるもの以外のものに適用する。

(3) 絶縁性能

附表第三 1 (1) 及び 2 に規定する試験を行ったとき、これに適合すること。

(4) 2 次電圧変動特性

定格周波数に等しい周波数の定格 1 次電圧に等しい電圧のもとで測定した 2 次無負

荷電圧は、定格容量が 50VA 以下のものにあっては定格 2 次電圧の 125%以下、定格容量が 50VA を超えるものにあっては定格 2 次電圧の 115%以下であること。

(5) 過負荷性能

試験品を厚さが 10 mm 以上の表面が平らな木台の上に置き、その上をガーゼで覆った後、イの試験条件において、定格周波数に等しい周波数の定格 1 次電圧に等しい電圧を 7 時間(1 次回路が開放したときは、その時まで) 加えたとき、口の基準に適合すること。

イ 試験条件

2 次巻線を短絡すること(2 次巻線の数が 2 以上あるものにあっては、そのうちの 1 の巻線を短絡し、他の巻線は定格負荷を接続すること。)。この場合において、使用するヒューズの定格値を表示するものにあっては、その定格のヒューズを接続した状態とする。

ロ 基準

(イ) 木台及びガーゼは、燃焼しないこと。

(ロ) 500 ボルト絶縁抵抗計により測定した 1 次巻線と鉄心との間、2 次巻線と鉄心との間及び 1 次巻線と 2 次巻線との間の絶縁抵抗は、0.3MΩ 以上であること。

(ハ) 1 次巻線と鉄心との間、2 次巻線と鉄心との間及び 1 次巻線と 2 次巻線との間に、次の表に掲げる交流電圧を 1 分間連続して加えたとき、これに耐えること。

定格電圧(V)	交流電圧(V)
30 以下のもの	500
30 を超え 150 以下のもの	1,000
150 を超えるもの	1,500

(備考) 定格電圧とは、定格 1 次電圧及び定格 2 次電圧のうちいずれか高いものをいう。

(6) 容量の許容差

定格周波数に等しい周波数の定格 1 次電圧に等しい電圧において、定格 2 次電流に等しい電流を通じたとき、容量の許容差は次の表に適合すること。

定格容量(A)	容量の許容差(%)
30 以下	±25
30 を超え 100 以下のもの	±20
100 を超えるもの	±15

2の3 燃焼器具用変圧器

(1) 構造

- イ 絶縁変圧器であること。
- ロ 充電部（口出し線を除く。以下口において同じ。）は、金属製の外箱の中に収めてあること。ただし、機械器具に組み込まれるものうち定格2次電圧が30Vを超えるものであって巻線を耐火性を有する外被により十分保護してあるもの及び定格2次電圧が30V以下のものにあっては、この限りでない。
- ハ 変圧器から容易に取り外すことができる部分を取り外し、旧解釈別表第四1(2)ハの図に示す試験指を用いて器体の外面及び開口部を30Nの圧力で押したとき、試験指が充電部（バーナー本体に取り付けて使用する構造のものであって高圧がいしを有するものの端子部を除く。）に触れないこと。ただし、機械器具に組み込まれるものうち定格2次電圧が30Vを超えるものであって巻線を耐火性を有する外被により十分保護してあるもの及び定格2次電圧が30V以下のものにあっては、この限りでない。
ヒューズホルダーのキャップ又はカバーであって、工具を用いずにそれらを外したとき、ヒューズがキャップ又はカバーと共に外れる構造のものは、ヒューズを取り外した後に試験を行う。
- ニ 2次側の巻線はアースされていないこと。ただし、定格2次電圧が5,000Vを超えるものにあっては、この限りでない。
- ホ 外箱を有するものにあっては、外箱の中には、絶縁性充てん物を満たしてあり、かつ、それが外部に漏れるおそれのこと。ただし、コンデンサーを収めてある部分にあっては、この限りでない。
- ヘ 金属製外箱を有するものにあっては、外箱と鉄心部とは、電気的に接続してあること。
- ト バーナー本体に取り付けて使用する構造のものであって高圧がいしを有するものにあっては、電源電線の有効長は500mm以下であり、かつ、1次側の電源電線には接続器を取り付けてないこと。
- チ 機械器具に組み込まれるもの及びバーナー本体に取り付けて使用する構造のものであって高圧がいしを有するもの以外のものにあっては、2次側に口出し線を有する構造であること。
- リ 口出し線は、次に適合すること。
(イ) 口出し線として使用する電線は、次の表に掲げる種類のもの又はこれと同等以上の絶縁効力を有するものであって同表に掲げる断面積を有するものであ

ること。

定格電圧(V)	電線の種類	導体の断面積(mm^2)
30 以下のもの	ゴムコード又はビニールコード	0.5 以上
30 を超え 600 以下のもの	600 ボルトゴム絶縁電線又は 600 ボルト ビニール絶縁電線	0.9 以上
600 を超え 7,500 以下のもの	7,500 ボルトネオン電線	2.0 以上
7,500 を超えるもの	15,000 ボルトネオン電線	2.0 以上

- (ロ) 導体は、より線であること。
(ハ) 器体外の長さは、150 mm以上であること。
(二) 1次側の口出し線と2次側の口出し線とを容易に識別できること。
(ホ) 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる値の引張荷重をそれぞれの口出し線に徐々に加えたとき、同表の右欄に掲げる時間が経過するまでの間、当該口出し線が外れ又は切断しないこと。

区分	荷重	時間
機械器具に組み込まれるものであって、定格2次電圧が30V以下のものの口出し線	試験品の自重(自重が3kgを超えるものにあっては30N、自重が1kg未満のものにあっては10N)	15秒間
その他のもの	試験品の自重の3倍	5分間

ヌ 口出し線の貫通孔に設けられた絶縁ブッシングは、リ(ホ)に規定する方法によりリ(ホ)に規定する引張荷重を1次側又は2次側の口出し線ごとに加えたとき、異状が生じないこと。

ル 2次側の端子は、次に適合すること。

- (イ) 定格2次電圧が30V以下のものの端子にあっては、呼び径が3mm以上のねじ又はボルトナットであって、直径が0.8mmの電線を確実に取り付けることができるものであること。ただし、機械器具に組み込まれるものにあっては、断面積が 1.25 mm^2 のコードをはんだ付けするのに十分な大きさを有するラグ端子を使用することができる。
- (ロ) 定格2次電圧が30Vを超え300V以下のものの端子にあっては、呼び径が3.5mm以上のねじ又はボルトナットであって、直径が2mmの電線を確実に取り付けることができるものであり、かつ、吸湿性が少ない絶縁物で容易に外物が接触するおそれのないように覆われていること。
- (ハ) 定格2次電圧が300Vを超えるものの端子にあっては、呼び径が5mm以上のねじ若しくはボルトナット、内燃機関用スパークプラグに附属する端子、圧縮力により接続されるスプリング端子又はこれらと同等以上の電気的機械的強

度を有する端子であって直径が 2 mmの電線を確実に取り付けることができるものであること。

(二) 吸湿性が少ない絶縁物で容易に外物が接触するおそれのないように覆われていること。ただし、機械器具に組み込まれるものであって定格 2 次電圧が 30V 以下のものの端子にあっては、この限りでない。

(ホ) 1 次側のものと 2 次側のものとを容易に識別できること。

ヲ アース用端子にあっては、呼び径が 5 mm(押し締めねじ型のものにあっては、3.5 mm) 以上のねじ又はボルトナットであって、直径が 2.6 mmの電線を確実に取り付けることができるものであること。

ワ 1 次側の端子にあっては、1 次側の各端子に均等に引張荷重が加わるように試験品の自重に等しい値(自重に等しい値が 2kg 未満のものにあっては、20N)の引張荷重を徐々に 5 分間加えたとき、全体としてこれに十分耐えるように取り付けてあること。

カ 極性が異なる充電部相互間又は充電部と人が触れるおそれのある非充電金属部との間の尖頭電圧が 600V を超える部分にあっては、その近傍に容易に消えない方法で高圧のため注意を要する旨を表示してあること。

(2) 定格

イ 定格 2 次電圧は、15,000V 以下であること。

ロ 定格 2 次短絡電流(定格 2 次電圧が 600V 以下のものを除く。)は、50mA 以下であること。

ハ 定格時間は、10 分以上であること。

(3) 2 次短絡電流特性

定格 2 次電圧が 30V を超えるものにあっては、定格周波数に等しい周波数の定格 1 次電圧に等しい電圧において測定した 2 次短絡電流が、定格 2 次短絡電流の 90%以上 110%以下であること。

(4) 平常温度上昇

周囲温度が 35°C±5°C の状態において、試験品を厚さが 10 mm以上 の表面が平らな木台の上に通常の使用状態に取り付けイの試験条件により試験を行ったとき、口の基準に適合すること。

イ 試験条件

定格周波数に等しい周波数の定格 1 次電圧に等しい電圧において 2 次短絡電流(定格 2 次電圧が 30V 以下のものにあっては定格 2 次電流)を各部の温度上昇がほ

ほぼ一定となるまで（短時間定格のものにあっては、その表示された定格時間に等しい時間が経過するまで）通じること。

□ 基準

(イ) 器体の外部に炎又は溶融した絶縁性充てん物が出ないこと。

(ロ) 各部の温度上昇がほぼ一定となった時の熱電温度計法（巻線の温度上昇の測定にあっては、抵抗法）により測定した各部の温度上昇は、次の表に掲げる値以下であること。

種別	測定箇所		温度上昇 (K)
定格2次電圧が30V以下のもの	巻線	A種絶縁のもの	65
		E種絶縁のもの	80
		B種絶縁のもの	90
		F種絶縁のもの	115
		H種絶縁のもの	135
	外郭		30
定格2次電圧が30Vを超えるもの	巻線	A種絶縁のもの	80
		E種絶縁のもの	95
		B種絶縁のもの	105
		F種絶縁のもの	130
		H種絶縁のもの	150
	外郭		50
ヒューズクリップの接触部			55

(5) 絶縁性能

イ 附表第三1(1)及び2に規定する試験を行ったとき、これに適合すること。
ただし、2次巻線を接地する構造のものの2次巻線とアースするおそれがある非充電金属部との間にあっては、この限りでない。

ロ 絶縁性充てん物を充てんしない変圧器にあっては、周囲温度が $25^{\circ}\text{C} \pm 5^{\circ}\text{C}$ 、相対湿度が90%以上95%以下の状態に48時間保った後に表面の水滴を除去し、500ボルト絶縁抵抗計により測定した附表第三1(1)に規定する各部の間の絶縁抵抗が $2\text{M}\Omega$ （絶縁された巻線相互間であって、いずれの巻線の定格電圧も30V以下の場合及び巻線とアースするおそれがある非充電金属部との間であって巻線の定格電圧が30V以下の場合は $1\text{M}\Omega$ ）以上であり、かつ、附表第三2に規定する試験を行ったとき、これに適合すること。ただし、2次巻線を接地する構造のものの2次巻線とアースするおそれがある非充電金属部との間にあっては、この限りでない。

(6) 異常温度上昇

周囲温度が $35^{\circ}\text{C} \pm 5^{\circ}\text{C}$ の状態において、試験品を厚さが10mm以上の表面が平らな木台の上に置き、定格周波数に等しい周波数の定格1次電圧に等しい電圧のもとで、各部の温度上昇がほぼ一定となるまで又は巻線が焼損するまで（温度過昇防止装置又は過負荷保護装置が動作したときは、その時まで）イの試験条件により試験を行ったとき、口の基準に適合すること。

イ 試験条件

- (イ) すべての出力側の端子又は口出し線を短絡すること。
- (ロ) 温度過昇防上装置又は過負荷保護装置を有するものにあっては、各巻線ごとに出力側の端子又は口出し線の間に抵抗負荷を接続し、温度過昇防止装置又は過負荷保護装置にこれらの最大不動作電流に等しい電流を通じること。

ロ 基準

- (イ) 器体の外部に炎又は溶融した絶縁性充てん物が出ないこと。
- (ロ) 熱電温度計法により測定した外面のすべての部分の温度上昇は110K以下であり、かつ、試験品の底部に面する木台の表面の温度上昇は、120K以下であること。
- (ハ) 500ボルト絶縁抵抗計により測定した各巻線相互間及び充電部（2次巻線を接地する構造のものにあっては、1次巻線）と非充電金属部との間の絶縁抵抗は、 $1\text{M}\Omega$ 以上であること。

3 ネオン変圧器およびオゾン発生器用安定器

(1) 構造

- イ 絶縁変圧器であること。
- ロ 充電部（口出し線および端子を除く。）および鉄心部は、金属製の外箱の中に収めてあること。
- ハ 2次側に口出し線を有していること。
- 二 外箱と鉄心部とは、電気的に接続してあること。
- ホ 2次側の巻線はアースされていないこと。ただし、ネオン変圧器であって、次のいずれかに適合するものにあっては、この限りでない。
 - (イ) 1 (2) レによるアース用端子とは別に、2次側の巻線の中性点に接続され、かつ、金属製外箱から絶縁されているアース用端子を地絡保護装置専用に設けてあること。この場合において、アース用端子にあっては \oplus の記号を、地絡保護装置専用のアース用端子にあってはEの記号を表示すること。
 - (ロ) 器体の内部に地絡保護装置を有しており、かつ、対地電圧が7,500V以下であること。

ヘ 欠番

ト 外箱の中には、絶縁性充てん物を満たしてあり、かつ、それが外部に漏れるおそれのこと。ただし、コンデンサーを収めてある部分には、絶縁性充てん物を満たすことを要しない。

チ 口出し線は、次に適合すること。

(イ) 1次側の口出し線は、ネオン変圧器にあっては 600 ボルトゴム絶縁電線またはこれと同等以上の絶縁効力を有するものであって断面積が 2 mm^2 以上のもの、オゾン発生器用安定器にあってはビニルコードまたはこれと同等以上の絶縁効力を有するものであって断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。

(ロ) 2次側の口出し線は、定格2次電圧が7,500V以下のものにあっては 7,500 ボルトネオン電線、定格2次電圧が7,500Vを超えるものにあっては 15,000 ボルトネオン電線であること。

(ハ) 導体は、より線であること。

(二) 器体外の長さは、ネオン変圧器にあっては 200 mm以上、オゾン発生器用安定器にあっては 150 mm以上であること。

(ホ) 1次側または2次側の口出し線ごとに、各口出し線に均等に引張荷重が加わるよう試験品の自重の3倍の値に等しい値の引張荷重を徐々に5分間加えたとき、1次側または2次側の口出し線がそれぞれ全体としてこれに十分に耐えるように取り付けてあり、かつ、切断しないこと。ただし、運搬用金具を取り付けたものであって、試験品の自重の値に等しい値を徐々に加えたときこれに十分耐えるものにあっては、この限りでない。

リ 口出し線の貫通孔に設けられた絶縁ブッシングは、チ(ホ)に規定する方法によりチ(ホ)に規定する引張荷重を1次側または2次側の口出し線ごとに加えたとき、異状が生じないこと。

ネオン変圧器にあっては、1次側及び2次側に用いる「絶縁ブッシング」は、磁器又は熱硬化性樹脂のものであること。

ヌ 使用者の接続する端子は、次に適合すること。

(イ) 1次側の端子にあっては、呼び径が 5 mm(押し締めねじ型のものにあっては、3.5 mm)以上のねじ又はボルトナットであって、直径が 2 mmの電線を確実に取り付けることができるものであり、かつ、吸湿性が少ない絶縁物で容易に外物が接触するおそれのないように覆われていること。

(ロ) アース用端子にあっては、呼び径が 5 mm(押し締めねじ型のものにあっては、3.5 mm)以上のねじ又はボルトナットであって、直径が 2.6 mmの電線を確実に取り付けることができるものであること。

(ハ) 1次側の端子にあっては、1次側の各端子に均等に引張荷重が加わるように

試験品の自重に等しい値の引張荷重を徐々に 5 分間加えたとき、全体としてこれに十分耐えるように取り付けてあること。

(2) 定格

- イ 定格 2 次電圧は、15,000V 以下であること。
- ロ 定格 2 次短絡電流（オゾン発生器用安定器にあっては、電極加熱巻線に係るものを除く。）は、50mA 以下であること。

(3) 2 次短絡電流特性

定格周波数に等しい周波数の定格 1 次電圧に等しい電圧のもとで測定した 2 次短絡電流は、定格 2 次短絡電流の±10%以内であること。

(4) 平常温度上昇

周囲温度が $35^{\circ}\text{C} \pm 5^{\circ}\text{C}$ の状態において、いずれの巻線（オゾン発生器用安定器にあっては、電極加熱巻線を除く。）にも 2 次側の口出し線（定格 2 次短絡電流を 2 以上有するものにあっては、その最大のものに応ずる口出し線。以下（4）において同じ。）を短絡したときに流れる電流よりも大きな電流が流れることのないものにあってはイ（イ）の試験条件において、その他のものにあってはロ（ロ）の試験条件において試験を行なったとき、ロの基準に適合すること。

イ 試験条件

- （イ）いずれの巻線（オゾン発生器用安定器にあっては、電極加熱巻線を除く。）にも 2 次側の口出し線を短絡したときに流れる電流よりも大きな電流が流れることのないものの場合
 - a 2 次側の口出し線を短絡すること。ただし、オゾン発生器用安定器の電極加熱巻線にあっては、この限りでない。
 - b 定格周波数に等しい周波数の定格 1 次電圧に等しい電圧のもとで、2 次短絡電流を各部の温度上昇がほぼ一定となるまで通じること。
 - c オゾン発生器用安定器の電極加熱巻線にあっては、定格負荷に等しい抵抗負荷を接続し、各部の温度上昇がほぼ一定となるまで通じること。
- （ロ）他のものの場合 いずれかの巻線（オゾン発生器用安定器にあっては、電極加熱巻線を除く。）に 2 次側の口出し線を短絡したときに流れる電流よりも大きな電流が流れるような状態ごとに、定格周波数に等しい周波数の定格 1 次電圧に等しい電圧のもとで、当該電流に等しい電流を各部の温度上昇がほぼ一定となるまで通じること。

ロ 基準

- (イ) 器体の外部に炎または溶融した絶縁性充てん物が出ないこと。
- (ロ) 各部の温度上昇がほぼ一定となった時の熱電温度計法（巻線の温度上昇の測定にあっては、抵抗法）により測定した各部の温度上昇は、次の表に掲げる値以下であること。

測定箇所		温度上昇(K)
巻線	A種絶縁のもの	80
	E種絶縁のもの	95
	B種絶縁のもの	105
	F種絶縁のもの	130
	H種絶縁のもの	150
外郭		50
ヒューズクリップの接触部		55

(5) 絶縁性能

- イ 附表第三1(1)及び2に規定する試験を行ったとき、これに適合すること。
ただし、地絡保護装置を器体内部に有するネオン変圧器であって、かつ、2次巻線を接地する構造のものの2次巻線とアースするおそれがある非充電金属部との間にあっては、この限りでない。
- ロ ネオン変圧器にあっては、次の各試験に適合すること。
- (イ) 2次巻線を接地する構造のものにあっては、無負荷の状態で1次端子間に定格周波数の2倍の周波数の定格1次電圧の1.5倍の電圧を加えたとき連続して1分間これに耐えること。
- (ロ) 屋外用のものにあっては、通常の使用状態において、定格周波数に等しい周波数の定格1次電圧に等しい電圧のもとで、2次側の口出し線の間にネオン管を点灯し、試験品に清水を毎分3mmの水量で約45°の傾斜方向から降雨状態で一様に注水し、1時間を経過した時に、注水を続けながら2次側の口出し線を開放して1分間通電したとき、異常が生じないこと。なお、「異常が生じない」とは、注水試験中に漏えい電流又はコロナ放電等によって異常音を生ぜず、かつ、注水後に別表第六附表第三1(1)及び2に適合することをいう。

(6) 地絡保護装置

- 地絡保護装置を器体内部に有するネオン変圧器にあっては、地絡保護装置は、次に適合すること。
- イ 動作電流は、15mA以下であること。
- ロ 動作時間は、0.5秒以内であること。

- ハ 地絡によって動作した後、電源回路を遮断するまで、その動作状態を維持し、かつ、電源回路を遮断した後、電源を入れたときに自動的にリセットすること。

4 蛍光灯用安定器、水銀灯用安定器その他の高圧放電灯用安定器、ナトリウム灯用安定器及び殺菌灯用安定器

(1) 構造

イ 充電部（口出し線および端子を除く。）および鉄心部は、耐火性を有する外箱の中に収めてあること。ただし、電灯器具内用である旨を表示するものであって、巻線を耐火性を有する外被により十分保護してあるものにあっては、この限りでない。

ロ 外箱の中には、絶縁性充てん物が満たしてあり、かつ、それが外部に漏れるおそれのないこと。ただし、電子回路を用いた安定器（屋外用のものを除く。）及びコンデンサーを収めてある部分には、絶縁性充てん物を満たすことを要しない。

ハ 使用者の接続する端子は、次に適合すること。

（イ）アース用端子以外の端子にあっては、呼び径が4mm以上（押し締めねじ型のものにあっては、3.5mm以上）のねじ又はボルトナットであって、直径が2mmの絶縁電線を確実に取り付けることができるものであること。ただし、電灯器具内用である旨を表示するものにあっては速結端子又は断面積が 0.75 mm^2 のコードをはんだ付けするのに十分な大きさを有するラグ端子、屋内用である旨を表示するものにあっては速結端子を使用することができる。

（ロ）アース用端子にあっては、呼び径が4mm以上（定格2次電圧が600Vを超える、かつ、定格2次短絡電流が1Aを超えるものに取り付けるアース用端子にあっては5mm以上、押し締めねじ型のものにあっては3.5mm以上）のねじ若しくはボルトナット又はラグ端子であって、直径が2mm以上（定格2次電圧が600Vを超える、かつ、定格2次短絡電流が1Aを超えるものに取り付けるアース用端子にあっては、2.6mm以上）の電線を確実に取り付けることができるものであること。ただし、電灯器具内用又は屋内用である旨を表示するものにあっては、速結端子を使用することができる。

（ハ）アース用端子以外の端子にあっては、その端子が取り付けられている部分の面に対し垂直の方向に20Nの引張荷重を徐々に加えたとき、単独でこれに十分耐えるように取り付けてあること。

ニ 口出し線は、次に適合すること。

（イ）旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合する電線（屋外用のものにあっては、キャブタイヤケーブル又は絶縁電線に限る。）であって、断面

積が 0.75 mm^2 以上のこと。ただし、定格電圧が300V以下の蛍光灯用安定器及び殺菌灯用安定器にあっては、負荷側の口出し線又はその構造上直接電源に接続されることのない電源側の口出し線若しくはその表示する接続図により直接電源に接続されない旨が示されている電源側の口出し線について、電灯器具内用である旨を表示する場合に限り、断面積が 0.5 mm^2 のゴムコード又はビニルコードを使用することができる。

- (ロ) 導体は、より線であること。ただし、電灯器具内用である旨を表示する安定器であって、口出し線と端子部との接続部に張力が加わらないものにあっては、この限りでない。
 - (ハ) 器体外の長さは、150mm以上であること。ただし、電灯器具内用である旨を表示する安定器にあっては、この限りでない。
 - (二) (イ) ただし書の規定により断面積が 0.5 mm^2 のゴムコードまたはビニルコードを口出し線に使用する場合にあっては、色分けその他の方法により当該口出し線を他の口出し線と容易に識別できるようにしてあること。
 - (ホ) 口出し方向に、20Nの引張荷重を徐々に加えたとき、単独でこれに十分耐えるように取り付けてあり、かつ、切断しないこと。
- ホ 定格2次電圧が300Vを超えるものの変圧器は、絶縁変圧器であること。ただし、次のいずれかに適合するものにあっては、この限りでない。
- (イ) 放電管を取り外したとき、2次電圧及び出力端子の対地電圧が300Vを超えないもの。
 - (ロ) 表示する接続図により放電管を取り外したときに1次側の回路を自動的に遮断する装置を設ける旨が示されているもの。
- ヘ 放電管の放電の開始を促進するために放電管に近接して導体を設けてあるものにあっては、抵抗およびコンデンサーを直列に接続してあり、かつ、使用状態でコンデンサーを短絡してアースした場合にその口出し線または端子に流れる電流が1mA以下となるようにしてあること。ただし、適用放電管の定格消費電力が40W以上の1灯用のものおよび適用放電管の定格消費電力が40Wを超える2灯用以上のものにあっては、この限りでない。
- ト 力率改善用または進相用のコンデンサーを有するものにあっては、コンデンサーを安定器全体の外箱の中に収めること。ただし、電灯器具内用のものおよびコンデンサーの定格電圧が600V以下であって、コンデンサーを取りはずして使用しても支障のないものまたはコンデンサーを取りはずした場合に危険である旨を表示するものにあっては、この限りでない。

(2) 定格

定格2次電圧は、1,000V以下であること。

(3) 陰極予熱電流特性

適用放電管が予熱型熱陰極放電管であるもので、放電管の放電を開始させるための機構を有しないものにあっては、試験品に当該適用放電管に相当する放電管を接続し、安定器の定格周波数に等しい周波数の定格入力電圧に等しい電圧のもとで、接続した当該放電管の予熱始動スターを短絡したときに測定した陰極予熱電流の値が、危険が生ずるおそれのない範囲にあること。

なお、「危険が生ずるおそれのない範囲にあること」とは、JIS C 8108(1983)「蛍光灯安定器」の陰極予熱電流特性に適合することをいう。

(4) 2次短絡電流特性

定格周波数に等しい周波数の定格入力電圧に等しい電圧のもとで測定した2次短絡電流は、定格2次短絡電流の115%以下であること。

(5) 点灯特性

定格周波数に等しい周波数のもとで、適用放電管を接続して点灯したとき、次に適合すること。

イ 定格入力電圧に等しい電圧のもとで測定した適用放電管の管電流は、次の表に適合すること。

種別		適用放電管の定格値に対する比
蛍光灯用安定器又は殺菌灯用安定器	予熱始動式	115%以下
	ラピッドスタート式	115%以下
	その他のもの	120%以下
高圧放電灯用安定器	水銀灯用安定器	110%以下
	その他のもの	120%以下
ナトリウム灯用安定器		120%以下

ロ 定格入力電圧に等しい電圧のもとで測定した入力電流、入力電力および力率は、次に適合すること。

(イ) 入力電流および入力電力は、定格入力電流および定格入力電力の90%以上110%以下であること。ただし、適用放電管の定格消費電力が10W以下の場合にあっては、定格入力電流および定格入力電力の80%以上120%以下とすることができる。

(ロ) 力率は、高力率型のものにあっては、0.85以上であること。

- ハ 試験品に加える入力電圧を試験品の定格入力電圧の 90%にしたときに適用放電管が消灯しないこと。
- ニ 定格入力電圧が 125V 以下の試験品にあっては、試験品に定格入力電圧の 94%及び 106%の入力電圧を加えたときにいずれも適用放電管が点灯し、定格入力電圧が 125V を超える試験品にあっては試験品に定格入力電圧の 90%及び 110%の入力電圧を加えたときにいずれも適用放電管が点灯すること。

(6) 平常温度上昇

蛍光灯用安定器及び殺菌灯用安定器にあっては周囲温度が $30^{\circ}\text{C} \pm 5^{\circ}\text{C}$ 、高圧放電灯用安定器及びナトリウム灯用安定器にあっては周囲温度が 35°C 以上 40°C 以下の状態において、イの試験条件により試験を行ったとき、口の基準に適合すること。

イ 試験条件

定格周波数に等しい周波数の定格入力電圧(定格入力電圧が 2 以上あるものにあっては、入力電圧を試験品に加えたときに試験品の温度上昇が最も大きくなる定格入力電圧。以下(8)において同じ。)に等しい電圧のもとで、試験品の各部の温度上昇がほぼ一定となるまで連続して試験品に接続した当該試験品に応する適用放電管を点灯すること。

ロ 基準

- (イ) 器体の外部に炎または溶融した絶縁性充てん物が出ないこと。
- (ロ) 各部の温度上昇がほぼ一定となった時の熱電温度計法（巻線の温度上昇の測定にあっては、抵抗法）により測定した各部の温度上昇は、次の表に掲げる値以下であること。

測定箇所		温度上昇(K)
巻線	A種絶縁のもの	60
	E種絶縁のもの	75
	B種絶縁のもの	85
	F種絶縁のもの	110
	H種絶縁のもの	130
外郭		50
ヒューズクリップの接触部		60(55)
(備考) 括弧内の数値は、高圧放電灯用安定器及びナトリウム灯用安定器に適用する。		

(7) 絶縁性能

(8) の試験を行うものにあっては附表第三1(2) および2の試験、その他のものにあっては附表第三1(1) および2の試験を行なったとき、これに適合するほか、

次に適合すること。

イ 注水絶縁試験

屋外用のものにあっては、通常の使用状態において、試験品に清水を毎分約3mmの水量で約45°の傾斜方向から降雨状態で一様に注水し、1時間を経過した時に、注水を続けながら附表第三2に規定する試験を行なったとき、これに適合すること。

ロ 耐湿試験

外箱を有しない安定器及び電子回路を用いた安定器（屋外用のものを除く。）にあっては、周囲温度が25°C±5°C、相対湿度が90%以上95%以下の状態に48時間保った後に表面の水滴を除去し、500ボルト絶縁抵抗計により測定した附表第三1（1）に規定する各部の間の絶縁抵抗が2MΩ以上であり、かつ、附表第三2に規定する試験を行なったとき、これに適合すること。

（8）異常温度上昇

イに該当する試験品について、ロの試験条件において試験を行なったとき、ハの基準に適合すること。

イ 試験の対象

- （イ）適用放電管が予熱型熱陰極放電管であって、放電管の放電を開始させるための機構を有しないもの
- （ロ）無負荷の状態で定格入力電圧に等しい電圧を加えたとき、その構造上異常に温度が上昇するもの
- （ハ）（イ）および（ロ）に掲げるもの以外のものであって、効率改善用コンデンサー（電源と並列に接続するものを除く。以下（8）において同じ。）を有するもの（通常の使用状態において、試験品に加える電圧を定格入力電圧の90%以上110%以下の範囲に変化させたときのコンデンサーの端子電圧がその定格電圧の値以下であるものを除く。）

ロ 試験条件

- （イ）周囲温度は、試験品が蛍光灯用安定器又は殺菌灯用安定器である場合にあっては30°C±5°C、高圧放電灯用安定器又はナトリウム灯用安定器である場合にあっては、35°C以上40°C以下とすること。
- （ロ）定格周波数に等しい周波数の定格入力電圧に等しい電圧のもとで、試験品に接続した当該試験品に応する適用放電管を点灯すること。
- （ハ）イ（イ）に該当する試験品にあっては、放電管のスターター（スターターが2以上ある場合にあっては、そのいずれか1）を短絡すること。
- （ニ）イ（ロ）に該当する試験品にあっては、無負荷の状態にすること。
- （ホ）イ（ハ）に該当する試験品にあっては、そのコンデンサー（コンデンサーが2

以上ある場合にあっては、短絡したときにコンデンサーが接続されている回路に流れる電流が最も大きいコンデンサー）を短絡すること。

ハ 基準

- (イ) 試験品の各部の温度上昇がほぼ一定となったとき、器体の外部に炎または溶融した絶縁性充てん物が出ないこと
- (ロ) 試験品の各部の温度上昇がほぼ一定となった時の熱電温度計法（巻線の温度上昇の測定にあっては、抵抗法）により測定した各部の温度上昇は、次の表に掲げる値以下であること。

測定箇所		温度上昇 (K)
巻線	A種絶縁のもの	125
	E種絶縁のもの	140
	B種絶縁のもの	150
	F種絶縁のもの	150
	H種絶縁のもの	150
	外郭	120

- (ハ) 自然冷却により温度が下った後、適用放電管を点灯できること。ただし、温度過昇防止装置を有するものであって、これが動作したものにあっては、この限りでない。

5 電圧調整器

(1) 構造

イ 充電部（絶縁変圧器の2次側の回路の電圧が 30V 以下の充電部及び口出し線を除く。）及び鉄心部は、金属製、陶磁器製又は合成樹脂製の外かくによりおおわれており、かつ、容易に取りはずすことができる部分を取りはずし、次の（イ）から（二）に掲げる試験を旧解釈別表第四 1 (2) ハの図に示す試験指を用いて行ったとき、これに適合すること。

なお、カバー付ナイフスイッチ、カバースイッチ等を使用する場合は、端子部等の充電部が容易に露出しないこと。

(イ) 卓上形のものの底面（卓上固定形のものを除く。）並びに床上形のもの（据置き形のものに限る。）の裏面及び底面（器体の質量が 40kg を超えるもので、床面から器体の底面までの高さが 5 cm 以下のものにあっては、その高さの 2 倍の長さを底面の外縁から内側に及ぼした範囲）を 10N の圧力で押したとき、試験指が充電部に触れないこと。ただし、40kg を超えるものの底面の開口部から 40 cm 以上離れている充電部にあっては、この限りでない。

- (口) 器体の外面及び開口部を 30N の圧力で押したとき、試験指が充電部に触れないこと。
 - (ハ) ヒューズホルダーのキャップ又はカバーであって、工具を用いずにそれらを外したとき、ヒューズがキャップ又はカバーと共にはずれる構造のものは、ヒューズを取り外した後に試験を行う。
- (二) 管球類を使用するものにあっては、これらを通常の動作状態に装着した状態で試験を行う。

口 使用者の接続する端子は、次に適合すること。

- (イ) 絶縁型の電圧調整器であって、2次側の端子電圧が 30V 以下の部分の端子にあっては、呼び径が 3 mm 以上のねじ又はボルトナットであって、直径が 0.8 mm の電線を確実に取り付けることができるものであること。
- (口) (イ) 以外の端子（アース用端子を除く。）にあっては、呼び径が 4 mm（押し締めねじ型のものにあっては、3.5 mm）以上のねじ又はボルトナットであって、直径が 2 mm の電線を確実に取り付けることができるものであり、かつ、吸湿性が少ない絶縁物で容易に外物が接触するおそれのないように覆われていること。

スライダック構造のものにあっては、手でつまむ部分が絶縁物で覆われている端子ねじ及びさし込み穴を有するもので充電受金がその取付け面より沈んでいる端子は、「容易に外物が接触するおそれのない」ものとみなす。

- (ハ) アース用端子にあっては、呼び径が 4 mm（押し締めねじ型のものにあっては 3.5 mm）以上のねじ又はボルトナットであって、直径が 2 mm の電線を確実に取り付けることができるものであること。

ハ 電圧調整用のとっ手は、最低電圧を発生する位置から最大電圧を発生する位置へ、または最大電圧を発生する位置から最低電圧を発生する位置への移動が直接できない構造であること。

二 入力側と出力側との別を容易に識別できること。

ホ 1 次電圧を変化するものにあっては 1 次電圧を、2 次電圧を変化するものにあっては 2 次電圧を見やすい箇所に表示すること。ただし、電圧計を備えているものにあっては、この限りでない。

(2) 2 次電圧変動特性

イ 自動電圧調整器にあっては、次に適合すること。

- (イ) 1 次端子間に定格周波数に等しい周波数の定格 1 次電圧に等しい電圧を加え、2 次端子間に抵抗負荷を接続して定格 2 次電流に等しい電流を通じたときの 2 次電圧は、表示された 2 次電圧の $100 \pm 2.5\%$ 以内であること。

- (口) 1次端子間に定格周波数に等しい周波数の定格1次電圧に等しい電圧の90%以上110%以下の範囲に電圧を変化させ2次端子間に抵抗負荷を接続して定格2次電流に等しい電流を通じたときの2次電圧は、(イ)において測定した2次電圧の100±1%以内であること。
- 口 イに掲げるもの以外のものにあっては、次に適合すること。
- (イ) 1次側で電圧を調整するものにあっては、その調整位置を最低電圧の位置にセットし、1次端子間に定格周波数に等しい周波数の最低表示電圧に等しい電圧を加え、2次端子間に抵抗負荷を接続して定格2次電流に等しい電流を通じたときの2次電圧は、定格2次電圧の値の90%以上であること。
- (口) 2次側で電圧を調整するものにあっては、1次端子間に定格周波数に等しい周波数の定格1次電圧に等しい電圧を加え、2次端子間に抵抗負荷を接続して定格2次電流に等しい電流を通じたときの2次電圧は、表示された2次電圧の値の90%以上であること。

(3) 平常温度上昇

周囲温度が35°C±5°Cの状態において、イの試験条件により試験を行なったとき、口の基準に適合すること。

イ 試験条件

- (イ) 自動電圧調整器にあっては、定格周波数に等しい周波数の定格1次電圧に等しい電圧を加え、2次端子間に抵抗負荷を接続して定格2次電流に等しい電流を各部の温度上昇がほぼ一定となるまで連続して通じること。
- (口) (イ)に掲げるもの以外のものにあっては、次に適合すること。
- 1次側で電圧を調整するものにあっては、その調整位置を最低電圧の位置にセットし、1次端子間に定格周波数に等しい周波数の最低表示電圧に等しい電圧を加え、2次端子間に抵抗負荷を接続して定格2次電流に等しい電流を各部の温度上昇がほぼ一定となるまで連続して通じること。
 - 2次側で電圧を調整するものにあっては、その調整位置を最高電圧の位置および定格1次電圧の約50%の位置にセットし、それぞれの場合において1次端子間に定格周波数に等しい周波数の定格1次電圧に等しい電圧を加え、2次端子間に抵抗負荷を接続して調整位置が最高電圧の位置にセットした場合にあっては定格2次電流に等しい電流を、定格1次電圧の約50%の位置にセットした場合にあっては2次最高電流に等しい電流を各部の温度上昇がほぼ一定となるまで連続して通じること。

口 基準

- (イ) 器体の外部に炎または溶融した絶縁性充てん物が出ないこと。

(口) 各部の温度上昇がほぼ一定となった時の熱電温度計法（巻線の温度上昇の測定にあっては、抵抗法）により測定した各部の温度上昇は、次の表に掲げる値以下であること。

測定箇所	温度上昇 (K)
巻線	A種絶縁のもの
	E種絶縁のもの
	B種絶縁のもの
	F種絶縁のもの
	H種絶縁のもの
	外郭
ヒューズクリップの接触部	55

(4) 絶縁性能

附表第三1 (1) および2の試験を行なったとき、これに適合すること。

(5) 異常温度上昇

定格2次電圧が30V以下のものにあっては、周囲温度が $35^{\circ}\text{C} \pm 5^{\circ}\text{C}$ の状態において、試験品を厚さが10mm以上の表面が平らな木台の上に置き、定格周波数に等しい周波数の定格1次電圧に等しい電圧のもとで、2次側の口出し線または端子を短絡し、各部の温度上昇がほぼ一定となるまで、または巻線が焼損もしくは温度過昇防止装置の動作により通電しなくなるまで通電したとき、次に適合すること。

イ 器体の外部に炎または溶融した絶縁性充てん物が出ないこと。

ロ 熱電温度計法により測定した木台の表面の温度上昇は、120K以下であること。

附表第一 コンデンサーの外部端子部の空間距離（沿面距離を含む。）

線間電圧又は対地電圧(V)	空間距離(mm)				
	極性が異なる充電部間		充電部とアースするおそれのある非充電金属部との間		
固定している部分であってじんあいが 侵入し難く、かつ、金属粉が付着し難い 箇所	その他の箇所	固定している部分であってじんあいが侵入し難く、かつ、 金属粉が付着し難い箇所	その他の箇所		
50 以下	1	1.2	1	1	1
50 を超え 150 以下	1.5	2	1.5	1.5	1.5
150 を超え 300 以下	2	2.5	2	2	2
300 を超え 600 以下	3	4	3	4	4
600 を超え 1,000 以下	4	5	4	5	5
1,000 を超え 1,500 以下	6	6	6	6	6
1,500 を超え 2,000 以下	7	7	7	7	7
2,000 を超え 3,000 以下	10	10	10	10	10
3,000 を超え 4,000 以下	13	13	13	13	13
4,000 を超え 5,000 以下	20	20	20	20	20
5,000 を超え 6,000 以下	25	25	25	25	25
6,000 を超え 7,000 以下	30	30	30	30	30
7,000 を超え 12,000 以下	40	40	40	40	40
12,000 を超えるもの	50	50	50	50	50

(備考)「金属粉が付着し難い箇所」には、開閉機構又は可動部を有するものにあっては、その開閉及び可動により発生した金属粉が移行するおそれのある部分は含まない(以下別表第六附表第二において同じ。)。

附表第二 コンデンサー以外の充電部の空間距離（沿面距離を含む。）

線間電圧又 は対地電圧 (V)	空間距離(mm)												
	電源電線の取付け部				出力側電線の取付け部				その他の部分				
	使用者 が接続 する端 子 部 間	製造者 が接続 する端 子 部 間	使用者 が接続 する端 子 部 間	製造者 が接続 する端 子 部 と アース するお それ ある非 充電 金属 部 又 は人 が触 れる お それ ある 非金 属 部 の表 面 と の 間	使用者 が接続 する端 子 部 間	使用者 が接続 する端 子 部 と アース するお それ ある非 充電 金属 部 又 は人 が触 れる お それ ある 非金 属 部 の表 面 と の 間	製造者 が接続 する端 子 部 間 及 び 使 用 者 が接 続 器 に よ り 接 続 す る 端 子 部 部 間	製造者 が接続 す る 端 子 部 部 間	極性が異なる充電 部間	充電部とアースする おそれのある非充電 金属部又は人が触 れるおそれのある非金 属部の表面との間	固定して いる部分 であって、 じんあい が侵入し 難く、かつ、 金属粉 が付着し 難い箇所	固定して いる部分 であって、 じんあい が侵入し 難く、かつ、 金属粉 が付着し 難い箇所	その他の箇所
50 以下	—	—	—	—	3	3	2	2	1.2	1.5	1.2	1.2	1.2
50 を超え 150 以下	6	6	3	2.5	6	6	3	2.5	1.5	2.5	1.5	2	2
150 を超え 300 以下	6	6	4	3	6	6	4	3	2	3	2	2.5	2.5
300 を超え 600 以下	—	—	—	—	10	10	6	6	4	5	4	5	5
600 を超え 1,000 以下	—	—	—	—	10	10	8	8	6	7	6	7	7
1,000 を超 え 3,000 以	—	—	—	—	20	20	20	20	20	20	20	20	20

下 3,000 を超 え 7,000 以 下	—	—	—	—	30	30	30	30	30	30	30	30
7,000 を超 え 12,000 以 下	—	—	—	—	40	40	40	40	40	40	40	40
12,000 を超 えるもの	—	—	—	—	50	50	50	50	50	50	50	50

(備考) 線間電圧又は対地電圧が1,000Vを超えるものの空間距離(沿面距離を除く。)にあっては、表に掲げる値から10mmを減じた値とすることができる。

附表第三 絶縁性能試験

試験の種類	試験の内容	
1 絶縁抵抗試験	(1) 平常温度上昇の試験の前後において、500ボルト絶縁抵抗計により測定した巻線相互間および充電部とアースするおそれのある非充電金属部（器体の外かくが金属製のもの以外のものにあっては器体の外かくにすきまなくあてた金属板。以下この表において同じ。）との間の絶縁抵抗は、次の表に掲げる値以上であること。	
	区分	
	絶縁された巻線相互間	いずれの巻線の定格電圧も30V以下の場合
		少なくとも1の巻線の定格電圧が30Vをこえ1,000V以下であって、いずれの巻線の定格電圧も1,000Vをこえない場合
		少なくとも1の巻線が1,000Vをこえる場合
	巻線とアースするおそれがある非充電金属部との間	巻線の定格電圧が30V以下の場合
		巻線の定格電圧が30Vをこえ1,000V以下の場合
		巻線の定格電圧が1,000Vをこえる場合
	(2) 平常温度上昇および異常温度上昇の試験を行なった後に、500ボルト絶縁抵抗計により測定した絶縁された巻線相互間および充電部とアースするおそれがある非充電金属部との間の絶縁抵抗は、1MΩ以上であること。	
2 絶縁耐力試験	1 (1) または (2) の試験の直後において、巻線相互間および巻線とアースするおそれのある非充電金属部との間に次の表に掲げる交流電圧を加えたとき、連続して1分間に耐えること。この場合において、巻線相互間の試験を行う場合の電圧の区分は、変圧器の1次側または2次側のいずれか高い電圧によるものとする。	
	電圧の区分	交流電圧
	30V以下	500V
	30Vをこえ150V以下	1,000V
	150Vをこえ300V以下	1,500V
	300Vをこえ1,000V以下	変圧器の2次側の電圧の2倍に1,000Vを加えた値
	1,000Vをこえ3,000V以下	変圧器の2次側の電圧の1.5倍に500Vを加えた値と、4,500Vとのいずれか小さい値(ただし、3,000V未満となる場合は、3,000Vとする。)
3,000Vをこえるもの		変圧器の2次側の電圧の1.5倍の値

(備考) 絶縁変圧器の2次側において、その電圧が3,000Vを超えて、かつ、段絶縁等の特殊絶縁方式を用いたものにあっては、1次側に定格周波数のもとで、定格1次電圧の1.5倍の電圧を加える方法により行う。

附表第四 電気用品の表示の方式

電気用品	表示の方式	
	表示すべき事項	表示の方法
小形単相変圧器	1 定格 1 次電圧 2 定格 2 次電圧 3 リモートコントロールリレー用変圧器（磁気漏れ変圧器を除く。）にあっては、定格 2 次電流及び使用ヒューズの最大電流 4 2 次側の定格容量（ネオン変圧器及び定格 2 次電圧が 30V を超える燃焼器具用変圧器の場合にあっては、1 次側の定格容量） 5 定格周波数 6 短時間定格のものにあっては、定格時間 7 定格 2 次短絡電流が 8A 以下のものにあっては、定格 2 次短絡電流（定格 2 次電圧が 30V 以下の燃焼器具用変圧器の場合を除く。） 8 おもちや用変圧器にあっては、その旨 9 屋内用のネオン変圧器にあっては、その旨 10 金属製ボックス内用の変圧器にあっては、その旨 11 機械器具に組み込まれるものにあっては、機械器具に組み込む場合以外には使用できない旨	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。ただし、機械器具に組み込まれるものにあっては、包装容器の表面に容易に消えない方法で定格周波数、定格 2 次短絡電流及び機械器具に組み込む場合以外には使用できない旨を表示する場合は、これらを省略することができる。
電圧調整器	1 定格 1 次電圧 2 定格 2 次電圧 3 定格 2 次電流 4 2 次最高電流 5 定格容量 6 定格周波数	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
放電灯用安定器	1 定格入力電圧 2 定格 2 次電圧（変圧式又は電子回路式のものの場合に限り、電子回路式の場合にあっては負荷時、無負荷時又は調光負荷時の別を明記すること。） 3 定格入力電流 4 定格 2 次電流（変圧式又は電子回路式のものの場合に限る。） 5 定格入力電力 6 定格周波数 7 定格 2 次短絡電流（変圧式又は電子回路式であって 2 次短絡電流が定格 2 次電流を超える場合に限る。）	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。

- | | | |
|--|--|--|
| | <p>るものの場合に限る。)</p> <p>8 適用放電管の消費電力又は種別及び本数 (1本の場合は、本数を省略することができる。)</p> <p>9 接続図(口出し線の数が2本のもので、これらの公称断面積が等しいものの場合を除く。)</p> <p>10 電灯器具内用、屋内用又は屋外用のものにあっては、その旨</p> <p>11 高功率型のものにあっては、その旨</p> | |
|--|--|--|

